戻し税に係る製造工場承認申請書(T-1480)

「承認を受けようとする製造工場の名称及び所在地」欄には、承認を受けようとする個個の製造工場を記載する。したがって、本社が東京にあって、承認を受けようとする工場が川崎にあるような場合の工場の名称は、「××株式会社川崎工場」であり、その所在地は、本社の所在地ではなく、川崎工場の所在地である。

「承認を受けようとする期間」欄には、製造の期間を勘案し、承認を受けようとする期間を記載する。

「製造しようとする貨物」欄には、関税定率法施行令第 52 条 1 項に掲げる製造しようとする貨物の品名及び承認期間内に予定されている輸出見込数量の概数を記載する。

「払戻し(減額)を受けようとする原料品」欄には、令第52条第1項第1号又は第2号に掲げる輸入原料品の品名及び承認期間内に予定されている使用見込数量を記載する。

「上記原料品の入手経路」欄には、輸入原料品の主な入手経路を記載するものとするが、 流通経路の具体的な把握が困難な原料品については、承認工場が直接入手する入手先を記 載すれば足りる。

「製造の方法」欄には、承認を受けようとする製造工場の工程を簡略に記載する。